

令和5年度

第6回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和5年9月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画について（旧同法18条）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

## <報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 利用権の終了について

報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

## <出席委員>（9名）

1番委員：加曾利 益弘

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

6番委員：井口 峰幸

7番委員：小高 康熙

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

## <欠席委員>（1名）

5番委員：鈴木 孝一

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局 長  
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 5 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。

よろしくをお願いします。

議 長  
（渡辺会長）

（渡辺議長あいさつ）

本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 6 回総会にご出席いただき、ありがとうございます。

7 月 8 月は猛暑で田んぼの刈取りは順調に進んだようですが、一部で収穫が少なかったという話を聞いております。

今までにない暑さだったと思います。

自宅周辺では、95%くらいの方が収穫を終わり、大口の農家の方が終わらずに残っている状況です。

町全体でも 90%程度は終わっているのではないかと思います。

経費と収入で、所得がどうなるかで耕作者が減ってしまうという悪循環になるのが心配ですが、うまくいかないのが現状だと思います。

残暑が厳しいという予報も出ておりますので、体調には気を付けていただきたいと思います。

最近、ニュースにもなっておりますが、高齢者の農機具の死亡事故が増えているとのことでしたので、注意していただきたいと思っております。

本日は、よろしくをお願いします。

それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

7 番の小高委員、8 番の矢代委員をお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

|              |   |
|--------------|---|
| 事務局<br>(寺井)  | <p>1頁をお開きください。今回は申請案件が3件提出されておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後に1件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」<br/> 下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。<br/> 番号22。所在：湯倉地先5筆。地目：畑。地積：2,041㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容：所有権移転。<br/> 番号23。所在：小苗地先4筆。地目：田。地積：1,728㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：船橋市の方。事由：譲渡人/本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の自宅等の土地を購入し家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転。<br/> 番号24。所在：田代地先3筆。地目：田及び畑。地積：1,291㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応えるため。譲受人/自宅に近く耕作しやすいため。権利内容：所有権移転。<br/> なお、譲受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。<br/> 事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長<br>(渡辺会長) | <p>議案第1号、番号22については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>  |
| 渡邊委員<br>(3番) | <p>番号22について、8月31日9時30分に譲渡人に立ち会っていただき、現地調査を行ってきましたので報告します。<br/> 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。<br/> 申請地に隣接して譲受人の自宅があり、数年前までは竹が生えており、日照等の問題で竹を伐採させてもらい整地したそうです。以前から譲渡する場合は譲ってもらいたいと、譲渡人に話していたそうです。<br/> 木等が生えている申請地もありますが、竹粉碎机を購入したため譲受後は伐採して、獣の被害にあいづらい、柚子、スダチ等の果樹を栽培して、被害にあってしまうようなら、もみじ等を植える計画だそうです。<br/> 申請地の1筆は草刈り等もされており、こちらにも果樹等を植える計画です。<br/> きれいにする意欲もあるので問題はないと思います。</p>  |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>   |
| <p>井 口 委 員<br/>( 6 番 )</p> | <p>譲受人は何歳ぐらい方ですか。</p>   |
| <p>渡 邊 委 員<br/>( 3 番 )</p> | <p>70歳です。</p>   |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>他に質問はありますか。<br/>それでは特にご質問がないようですので、番号22について許可することとしてご異議ございませんか。</p>  |
| <p>議 場</p>                 | <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>   |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>異議なしと認め、番号22につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号23については、渡邊委員現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。</p>   |
| <p>渡 邊 委 員<br/>( 3 番 )</p> | <p>番号23について、9月2日午前10時30分に代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は番号22の譲渡人と同じ方で、資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、すべて保全管理されており、果樹及び野菜の栽培をするそうです。</p> <p>譲受人は、60歳代の夫婦で譲渡人の自宅を購入し移住するそうです。息子夫婦も移住する予定だそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>移住する時期はいつ頃なのでしょう。</p>  |
| <p>渡 邊 委 員</p>             | <p>引き渡しは10月末だそうです。</p>  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ( 3 番 )            |  |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | 譲受人に経営面積が記載されているが、農地を所有しているのですか。   |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | 譲受人は、町内に山林を所有しており、現況が農地判断されているため、面積が記載されております。   |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | 他に質問はありますか。<br>それでは特にご質問がないようですので、番号23について許可することとしてご異議ございませんか。   |
| 議 場                | ———— 「異議なし」の声あり ————   |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | 異議なしと認め、番号23につきましては許可することで決定いたします。<br>続きまして、番号24については、森委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。  |
| 森 委 員<br>( 4 番 )   | 番号24について、9月3日午後に、譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。  |
|                    | 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。<br>現況は、2筆は野菜、キウイフルーツ等が植えてあり、1筆には栗の木等が植えてありました。<br>譲受人は、10年前に移住してきましたが、区長にもなっておりますので、問題はないと思います。<br>ご審議の程お願いいたします。 |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | ご質問のある方は発言をお願いいたします。   |
|                    | 譲受人は、何歳の方ですか。  |
| 森 委 員<br>( 4 番 )   | 70歳です。   |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | 他に質問はありますか。<br>それでは特にご質問がないようですので、番号24について許可することとしてご異議ございませんか。   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 議 場                | <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>  |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>異議なしと認め、番号24につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>次回から3条の議案に譲受人の年齢を入れていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>2頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <p>次のとおり農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号4-2。所在：宇筒原地先1筆。地目：田。地積1,354㎡。</p> <p>申請人：茂原市の方。転用事由：実家と隣接する自己所有の農地(申請地)については、耕作可能者不在のため耕作をしていない。この申請地は神社並びにその参道に面しており、地域住民から「あじさいを植栽して景観を良くして貰いたい」と予てより要望されていた経緯もあり、地域住民と共に本事業を計画した。植栽作業、その後の管理作業を容易にするため、また景観をより良くするため、参道と同じ高さまで盛土をしたい。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第3号、番号4-2については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>  |
| 渡 邊 委 員<br>( 3 番 ) | <p>8月30日に、事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、保全管理はされておらず盛土をしてアジサイを植栽し景観を良くしたいそうです。</p> <p>現在は耕作されていないため、問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>   |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>奥の神社との高低差はどれくらいなのでしょう。</p>  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 渡 邊 委 員<br>( 3 番 ) | 2 m位です。  |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | 現地は、湿田ですか。   |
| 渡 邊 委 員<br>( 3 番 ) | 湿田です。  |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | アジサイは、湿田では良くないのでは。   |
| 渡 邊 委 員<br>( 3 番 ) | 良くないと思いますが、盛土するので大丈夫なような気がするのですが。  |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | 他に質問はありますか。  |
|                    | それでは特にご質問がないようですので、番号4 - 2について許可することとしてご異議ございませんか。   |
| 議 場                | ————— 「異議なし」の声あり —————   |
| 議 長<br>(渡辺委員)      | 異議なしと認め、番号4 - 2につきましては許可することで決定いたします。  |
|                    | <p>続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>   |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>3頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>次のとおり農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>   |
|                    | <p>番号5 - 4。所在：船子地先1筆。地目：田。地積821 m<sup>2</sup>。店舗の面積292.29 m<sup>2</sup>。譲渡人：鴨川市の方。譲受人：東京の企業。転用事由：当社は東京都で製造業を営んでいるが、経営者が以前から大多喜町に愛着があり、この度国道297号沿いに飲食店店舗1棟を建築し、残りの土地は来店者用の駐車場として利用する計画に至った。埋立て等を行わず整地をしてアスファルト舗装をする。転用を</p> |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>    | <p>伴う所有権移転。<br/>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。<br/>議案第3号、番号5-4については、井口委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p> <p>議案第3号 番号5-4について、8月29日午後2時30分に代理人、事務局と現地調査を行ってききましたので報告します。<br/>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。<br/>現況は、未耕作地で保全管理されております。<br/>隣接農地はなく、整地されておりました。<br/>東側は土留めの必要があり、ラーメン店を出店する計画だそうです。<br/>譲渡人は、譲渡を希望しており、商業地としては1等地なので、地域の発展及び土地の有効活用の面から見ても問題はないと思います。<br/>ご審議の程お願いいたします。</p> |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>    | <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-4について許可することとしてご異議ございませんか。</p>   |
| <p>議 場</p>               | <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>   |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>    | <p>異議なしと認め、番号5-4につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。<br/>事務局の説明をお願いします。</p>  |
| <p>事 務 局<br/>( 寺 井 )</p> | <p>4頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第21条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</li> <li>2. 公告を予定する日：令和5年9月11日</li> </ol>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>番号 21 の 1 件の申請がありました。<br/>更新の案件です。<br/>事務局からの説明は以上です。</p>                          |
| 議 長<br>(渡辺会長)      | <p>事務局からの説明が終わりました。<br/>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>                                      |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | <p>議案第 4 号の基盤強化法と議案第 5 条の中間管理事業法がありますが、違いは何でしょうか。</p>                                 |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>大きな違いは、転貸人が入ることと、町が告示するか県が告示することです。</p>  |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | <p>以前の説明で、これから徐々に中管理事業法に移行していくとの説明でしたが。</p>   |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>そのとおりです。<br/>更新する案件は、中間管理事業法での手続きをお願いしておりますが、基盤強化法で手続きをしたい方は、基盤強化法の手続きをしております。</p> |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | <p>申請者によって違うのですね。</p>   |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>次年度までと地域計画を策定していない地域では可能です。</p>  |
| 小 高 委 員<br>( 7 番 ) | <p>農地中間管理機構は、夷隅農業事務所内にあり事務処理を行っているのですか。</p>   |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>そのとおりです。<br/>本日、中間管理事業についてのチラシを配布してあるので、参考にして下さい。</p>                              |
| 渡 邊 委 員<br>( 3 番 ) | <p>借受人は何歳位の方ですか。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 )   | <p>60 歳代の方です。</p>   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>議 長<br/>(渡辺委員)</p>      | <p>他に質問はありますか。</p>  |
|                            | <p>ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>   |
| <p>議 場</p>                 | <p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>   |
| <p>議 長<br/>(渡辺委員)</p>      | <p>異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。</p>   |
|                            | <p>続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。<br/>事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>事 務 局<br/>( 寺 井 )</p>   | <p>5頁をご覧ください。</p>   |
|                            | <p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。<br/>番号5-5は、基盤強化法からの切替で更新の案件です。<br/>番号5-6は、新規の案件です。<br/>事務局からの説明は以上です。</p> |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>   |
| <p>小 高 委 員<br/>( 7 番 )</p> | <p>番号5-6について、経営面積が同じですが、どういうことなのでしょう。</p>   |
| <p>事 務 局<br/>( 寺 井 )</p>   | <p>親子間の使用貸借のため、経営面積は同じとなっております。</p>   |
| <p>議 長<br/>(渡辺会長)</p>      | <p>他に質問はありますか。</p>  |
|                            | <p>ご質問がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>   |
| <p>議 場</p>                 | <p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>   |
| <p>議 長</p>                 | <p>異議なしと認め、議案第5号について原案どおり決定することと</p>  |

|                  |   |
|------------------|---|
| (渡辺委員)           | <p>します。</p>   |
| 議 場              | <p>議案第5号については以上です。<br/>議件は以上でございます。</p>   |
| 議 長<br>(渡辺委員)    | <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 ) | <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。<br/>資料のとおり6件の届出を受理しました。<br/>あっせんの希望はありませんでした。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 ) | <p>報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。<br/>申請番号5-8 所在：猿稻地先1筆。地目：畑。地積：333㎡。所有者及び申請人：町内の方。調査・報告地目：現況は、一部舗装がされ、碎石が敷かれていた。平成15年当時の航空写真では、隣接の事業所の敷地と一体的に利用されているようであった。従って現況が変化してから既に20年以上が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。</p> |
| 事 務 局<br>( 寺 井 ) | <p>報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）次のとおり、報告する。<br/>2件の利用権の終了。解約事由は期間満了です。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 ) | <p>報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について下記のとおり、届出があったので報告する。<br/><br/>所在：宇筒原地先1筆。地目：田。地積：1,354㎡の内188.5㎡。農業用管理道路等。<br/>所在：小苗地先1筆。地目：田。地積：714㎡の内70㎡。農業用通路。</p>  |
| 事 務 局<br>( 寺 井 ) | <p>報告事項は以上となります。</p>  |
| 議 長<br>(渡辺会長)    | <p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。<br/><br/>続きまして議事日程6「その他」に入ります。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | 事務局何かございますか  |
| 事務局<br>(鈴木)    | ありません。   |
| 議長<br>(渡辺会長)   | 以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。  |
| 事務局長<br>(秋山課長) | 以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。<br>この後、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、係から説明があります。<br>お疲れ様でした。 |
|                | 閉会（午後3時23分）  |

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 矢代 とし江

署名委員 小高 康照